

韓国外交史料館

木宮正史

(東京大学)

1. 韓国外交文書の公開

韓国では、長期にわたる権威主義体制が1987年6月の民主化抗争を契機に民主化された後、情報公開が進むようになった。そして、特に機密性が高いと見られていた外交文書に関しても、1993年に「外交文書保存および公開に関する規則」⁽¹⁾が制定され、それに基づいて1994年に第1回公開分として1948年～59年分の外交文書が、そして、1995年には1960～1964年分の外交文書が公開された。さらに、1996年には「公共機関の情報公開に関する法律」⁽²⁾が制定され、以後は、この法律に基づいて上記規則も改正された。この規則にしたがって、30年経過の文書に関して、以下のような公開手続きが定められた。

外交通商部長官が5～7名の外交通商部の現役もしくは退職公務員で構成される予備審査委員会を招集し、公開する外交文書の選別作業を委託する⁽³⁾。その結果を受けて、外交文書公開審査委員会（委員長は外交通商部第2次官、その他の委員は以下のとおり。次官補、企画調整室長、多者外交条約室長、儀典長、通商交渉調整官、文化外交局長、予備審査委員の経歴のある者のうちから委嘱した外部専門家1名）が開催され、公開する外交文書が決定される⁽⁴⁾。その場合、「公共機関の情報公開に関する法律」第9条で言及された非公開対象情報であるかどうかが公開の基準になる。外交文書に関しては、第2項の「国家安全保障、国防、統一、外交関係などに関する事項で、公開される場合、国家の重大な利益を顕著に害する憂慮があると認められる情報」は非公開情報にあたる⁽⁵⁾。但し、一旦、非公開と決まった外交文書であっても、5年後に、外交文書公開審査委員会において公開するかどうかを再審議すること

になっている⁽⁶⁾。原則的には、毎年大体1月に30年前の外交文書が一括して公開されることになる。例えば、次回は、2009年1月に1978年分の外交文書が公開される予定である。但し、必ずしも毎年ではないが、30年以上経過した文書を追加公開することもあるし、また、2006年8月に、日韓国交正常化交渉と韓国軍ベトナム派兵に関する文書が一括して公開された事例もある。

当初は、ソウル市良才駅近くにある外交安保研究院 (IFANS : Institute for Foreign Affairs and National Security)内の外交史料閲覧室でマイクロフィルム化された外交文書を2台のマイクロリーダーで閲覧し複写(有料)することができた。2006年4月以後は、外交安保研究院に隣接して新しく建てられた外交史料館 (Diplomatic Archives)で、4台のマイクロフィルムリーダーで閲覧・複写(有料)することができるようになった。閲覧時間は月～金の午前9時半～午後5時までである。公開文書目録については、外交史料館のウェブサイト (<http://www.diplomaticarchives.go.kr>) からエクセル形式などのファイルとしてダウンロードして見ることができるようになっている。但し、一部はアレアハンブルファイル形式になっている。

若干の時間的ズレはあるが、韓国国内では、外交史料館のほかに、国史編纂委員会、国立国会図書館、ソウル大学中央図書館、海外ではアメリカのハーバード大学イエンシン図書館、南カリフォルニア大学韓国学図書館でも閲覧が可能だ。ただ、残念ながら、日本にいながら文書を閲覧することは現状では不可能である。今後、例えば、国史編纂委員会の所蔵史料のように、外交史料館の外交文書も、ウェブサイト上で閲覧することが可能になることが望まれる。

分類記号	分類番号	文書分類名
A	100～	総記
	200～	人事一般
B	700～	外務一般
	710～	儀典
C	721	外交政策
	722	外交交渉
	723	外交関係会議
	724	訪問・訪韓外交
D	725	北朝鮮外交
E	726	統一外交
	727	共産圏外交
F	728	非同盟外交
G	729	安保・軍事外交
H	730	国際機構
	731	国際連合
	732	国連直属／特別機構
	733	国連専門機構
	734	国連主要問題
	735	政府間国際機構
I	736	非政府間国際機構
J	741	二国間条約
	742	多国間条約
K	743	国際法規
L	754	一般文化交流
	755	教育・学術交流
	756	宗教・観光交流
	757	体育・青少年交流
	758	団体交流
M	760	経済・通商
	761	経済協力
	762	技術協力
	763	資源協力
	764	経済・通商関係国際機構
N	765	貿易通商
	766	多国間経済協議体
	767	地域協力経済機構
O	772	情勢報告
	773	公館報告
P	791	在外国民保護・育成
	792	海外移住
	793	領事
	1285	在外公館財産管理

の内容を引用する場合には、登録番号、分類番号、ファイル番号とフレーム番号で文書を特定する必要があるだろう。但し、フレーム番号に関しては、見にくいものもあるので、最低限、ロール番号とファイル番号、そして分類番号と文書綴り名を特定しておくことは必要だろう。

2. 外交文書の分類

外交文書は、登録番号、分類番号、文書綴り名、生産年度、生産課、マイクロフィルムのロール番号、ファイル番号、フレーム番号によって特定される。登録番号は、ほぼ通し番号でつけられていが、分類記号および分類番号は以下ののような文書の種類に応じてつけられたものである。

マイクロフィルムの閲覧を請求する場合には、ロール番号を調べて請求することになるが、ロール番号のナンバリング方式は、2005年公開分までと、2006年公開分、2007年公開分とでは異なっている。予め、公開文書目録で、閲覧を希望する外交文書のロール番号を調べておくことが必要だろう。

さらに、外交文書

3. 外交文書の種類

このようにして、外交文書の公開制度が整備され、外交文書の公開が順調に進むにつれて、それまで、史料の絶対的不足から、秘密のベールで包まれていたり、また、アメリカの外交文書に依存せざるを得なかつたり、また、政治家や外交官の回顧録⁽⁷⁾などを参照したりすることで行われてきた、韓国外交に関する研究が、韓国政府自身の外交文書に基づいて行われることが可能になった。文書綴りの種類によって、そこに含まれる文書の形式も異なるが、外交文書は、主として、次のような種類の文書によって構成されていると考えるのが無難だろう。

①現地大使館と本国政府外務部（現在の外交通商部）との間でやりとりされる電報

1 本国政府に訓令を求めたり、また、本国政府からの訓令を伝達したりしたもの

2 本国政府に当該政府の政府関係者などとの会談などのやりとりを知らせるもの

3 本国政府に当該国家のマスコミ報道など世論の動向を知らせるもの

②外交政策をめぐって本国政府内部で行われた議論の経過やそのための資料集など

③外交交渉や首脳会談などに関しては、交渉や会談準備のための資料や事前折衝、実際の会談記録など（韓国の会談準備資料だけではなく、会談に提出された相手国の会談準備資料も含む）

④韓国政府関係者の訪問および外国政府関係者などの訪韓に関する事前交渉、事前準備、訪問の成果報告など

⑤何らかの重要な国内事件に関する諸外国の反応に関する情報収集

⑥重要な国際的な事件に関する情報収集およびそれへの対応

⑦国連における朝鮮問題に関する韓国支持拡大のための交渉、国連における議論の展開

⑧国際機関、さらにはASPAC（Asian and Pacific Council アジア太平洋閣僚理事会）などの多国間の会議などに関する文書など（韓国政府の文書だけではなく、日本を含めた他国の文書なども含まれる）

4. 主要文書の解説

(1) 米韓関係

韓国外交の最重要課題は米韓関係であり、したがって、外交文書の中でも最大の分量を占めるのは米韓関係の分野に関するものである。政府首脳を含む政府関係者および議会関係者などの相互訪問に関する資料が代表的なものであり、各時期の主要争点に関する議論が展開されてきた。そうした訪問資料と重なる部分もあるが、各時期の主要争点ごとに整理された資料も存在する。例えば、対韓軍事経済援助に関する資料、軍援移管計画に関する資料、日韓国交正常化交渉に関する資料、韓国軍のベトナム派兵関連資料⁽⁸⁾、プエブロ号事件関連資料、在韓米軍削減に関する資料、コリアゲート事件を含む韓国人の権問題に関する資料、在韓米軍撤退決定に関する資料など、多岐にわたる資料が存在する。

特に、1970年8月、ニクソン米国大統領がアグニュー副大統領を訪韓させ、朴正熙韓国大統領に在韓米軍の削減を受け入れるように説得することを試みたが、この朴正熙・アグニュー会談の内容は非常に興味深い⁽⁹⁾。管見によれば、この会談に関するアメリカ側の資料は公開されていないようで、韓国側資料が公開されているだけだ。その上、アメリカ側の記録では英語に訳されるためにニュアンスが伝わりにくい内容だと予想されるが、朴正熙大統領自身の言葉がそのまま韓国語で表現されているために、臨場感がありニュアンスがよく伝えられている⁽¹⁰⁾。

とかく、米韓関係に関しては、アメリカに対する韓国の従属というイメージで理解されやすいが、こうした外交文書は、一方で、いかに韓国外交がアメリカの強い影響力の下にあるのかを伝えているが、他方で、そうした制約の下で、韓国政府がいかにアメリカによる制約と格闘したのかも合わせて伝えている。その意味で、韓国外交を自立か従属かという二者択一で理解しようとするこの不毛さを、韓国の外交文書は伝えている。

(2) 日韓関係

外交史料館所蔵の日韓関係に関する文書の中で

最も重要な文書は『韓日会談文書 1948～67年』という膨大な文書群である。この文書については、国民大学校日本学研究所が編纂し、韓国東北アジア歴史財団から出版された『韓日会談外交文書解題集全5巻』⁽¹¹⁾があるので、そちらを参照にされたいが、未だに日韓国交正常化交渉に関する日本政府外交文書が十分には公開されない状況の中、日韓国交正常化交渉に関する研究を行ううえで第一級の史料であることは間違いない。1951年に開始された日韓国交正常化予備会談に臨む準備資料から1965年日韓国交正常化およびそれに関わる後続交渉に至るまで、日韓国交正常化交渉に関する韓国政府の外交文書をほぼ網羅して公開したものである。日韓国交正常化交渉に関する既存研究のほとんど⁽¹²⁾は、この文書が公開される前に出版されたものであるために、この文書に基づいた新たな本格的研究の出現が待たれる。予備会談および第1次会談から条約締結の第7次会談に至る各会談別の交渉資料および会談録から、請求権、基本関係、在日韓国人の法的地位、船舶返還、李承晩ライン（平和線）、漁業などの争点別の整理もある。さらに、日韓交渉に深く関与したアメリカの役割などに関する整理された文書もある。

また、1965年以後の日韓関係に関する豊富な史料も公開されている。ほぼ毎年行われた、日韓定期閣僚会議や日韓貿易会談の記録、さらに、民間の日韓協力委員会などの記録もある。また、駐韓日本大使館と韓国外務部との接触、駐日韓国大使館と日本外務省との接触などの記録、さらに、日本の韓国報道に関する駐日韓国大使館の見方なども紹介されている。特に、1973年の金大中拉致事件、1974年の在日韓国人文世光による朴正熙大統領暗殺未遂事件（陸英修大統領夫人殺害事件）などの文書が相当程度公開され、こうした問題に関する新たな研究も登場している⁽¹³⁾。こうした事件に関する日本政府の外交文書の公開が全く進んでいないだけに、より均衡のとれた分析を可能にするためには、ぜひとも日本側の外交文書の公開が待たれる。

(3) 南北関係

対北朝鮮関係については、基本的には、中央情

報部および国土統一院（統一部の前身）が担当し、外務部の担当ではなかったので、南北関係に関する文書はそれほど多く含まれてはいない。しかし、韓国は、国連を舞台にして北朝鮮との間で激烈な外交競争を行ってきたという経緯がある。さらに、特に1970年代に入ると、国際社会に対する南北間の外交競争が本格化することで、南北朝鮮双方と外交関係を持つ国が増加し、そうした国での外交活動において北朝鮮を意識しないわけにはいかなくなる。既に北朝鮮と国交を持っていた国と韓国が新たに国交を持とうとしたり、逆に既に韓国と国交を持っていた国に対して北朝鮮が国交を持とうとしたりする場合、北朝鮮との間で壮絶な外交競争が展開されることになる。このように、国連および第三国を舞台とした南北朝鮮の外交競争が激烈になるにしたがって、韓国外交の活動範囲が飛躍的に広がるとともに、外交文書にも、北朝鮮に関連する情報が増加するようになる。1960年代とは異なり、1970年代は、こうした第三世界をめぐる南北朝鮮間の外交競争が韓国外交の重要な関心を占めるようになったことを、外交文書は示している。

(4) 対共産圏外交

韓国の対共産圏外交は、1980年代以降の「北方外交」の展開がその起源であるというが通説であった。しかし、韓国の外交文書は、1970年代、特に、1973年6月23日の平和統一外交政策に関する大統領特別声明以後、相当に意欲的な対共産圏外交を模索したことを示している。それまで、韓国の外交官は、共産圏諸国を訪問することはもちろん、共産圏諸国の外交官と接触することすら禁止されていたが、こうした制限措置が段階的に撤廃され、第三国において、旧中東欧諸国や旧ソ連などの共産圏諸国の外交官との接触が許容されるようになるとともに、次第に、限定的ながらも、まずは民間人、さらには外交官の共産圏訪問も許容されるようになった。確かに、韓国の対共産圏外交は1980年代の北方外交によって、共産圏諸国との国交正常化などの可視的な成果を収めることができ可能になったが、それ以前の1970年代にも、相当程度に意欲的な対共産圏外交が模索されてい

た。このことは、同時代の維新体制に対する否定的イメージも相俟って、あまりよく知られていないだけに、1970年代の韓国外交に対する再評価という問題とも関わって、今後さらなる検討課題になりうるだろう。

(5) 国連外交

韓国が南北国連同時加盟によって国連に正式加盟したのは1991年であった。しかし、それ以前、建国以来、韓国は国連代表部を置いて、国連外交を展開してきた。1960年代までは、国連における朝鮮問題に関して、韓国支持優位の図式は堅固であった。しかし、1970年代に入り、中国（中華人民共和国）が常任理事国として国連に加盟するとともに、国連における非同盟諸国の比重が高まった。さらに、非同盟諸国会議に韓国の加盟が拒否されたのに対して北朝鮮の加盟が認められた。このようにして、国連における南北支持は拮抗していった。結果として、1976年以降、国連総会に朝鮮問題が上程されなくなったが、少なくともそれまで、国連は南北朝鮮間の外交競争の重要な舞台であった。毎年開催される国連総会に向けて、韓国政府が国連における朝鮮問題の上程にどのような姿勢で臨むのか、北朝鮮との外交競争をどのように意識するのか、そして、国連における韓国支持をどのように動員していくのか、以上のように、国連外交は韓国外交にとって重要な一部であった。膨大な国連関係の外交文書は、国連における韓国の外交活動の展開を示す貴重な文書である。

(6) その他

1970年代までの韓国外交にとって、米韓関係と日韓関係が何にも増して重要な対象であったことは間違いない。しかし、それだからと言って、韓国外交が対日米外交だけに収斂されたわけではない。国連外交、さらに、1970年代以降の対共産圏外交、さらには第三世界外交などについては既に言及したが、それ以外にも、例えば、1960年代、韓国が主導したASPACなどのような、日米以外のアジア諸国との多国間外交などは、日米関係だけには還元されない、韓国外交のもう1つの別の面を示している。これは、ある意味では当

たり前のことであるにもかかわらず、実際には見過ごされやすい、韓国の多面的な外交の実態を知るためにも、韓国外交史料館の外交文書は重要な示唆を与えてくれるはずだ。

結語

外交史料館において韓国の外交文書が毎年定期的に公開されるようになったということは、現代史としての韓国外交研究という新たな研究分野を開拓するのに非常に重要な契機となったことは、どんなに強調してもしすぎることはないだろう。さらに、韓国および朝鮮半島が置かれた東アジアの地政学的位置や冷戦における前哨（outpost）としての位置を考慮すると、韓国一国の外交だけでなく、冷戦史研究および東アジア国際関係史研究にとっても、新たな視角を提供する可能性がある。1970年代初頭の米中接近が朝鮮半島にどのような影響を及ぼしたのか、そして、南北朝鮮がそれにどのように対応したのか、そして、そのようにして形成された朝鮮半島の冷戦構造とそれを取り巻くグローバルな冷戦構造との関係が、1990年代以降、グローバルな冷戦の終焉が朝鮮半島にもたらした複雑な政治力学とどのような連続性もしくは断絶があるのか、など、まだまだ取り組むべき課題は多い。

- (1) 2004年以降は「外交文書公開に関する規則」に変更された。内容に関しては、以下のウェブサイトを参照されたい。韓国法制処総合法令情報センター (<http://www.klaw.go.kr/>) (最終閲覧日 2008年7月11日)。なお、その他の法律に関しても、韓国法制処総合法令情報センター (<http://www.klaw.go.kr/>) を参照した。
- (2) 「公共機関の情報公開に関する法律」韓国法制処総合法令情報センター (最終閲覧日 2008年7月11日)
- (3) 「外交文書公開に関する規則」第6条、第7条。韓国法制処総合法令情報センター(最終閲覧日 2008年7月11日)

- (4) 「外交文書公開に関する規則」第5条。韓国法制処総合法令情報センター (最終閲覧日 2008年7月11日)
- (5) 「公共機関の情報公開に関する法律」第9条第2項。韓国法制処総合法令情報センター (最終閲覧日 2008年7月11日)
- (6) 「外交文書公開に関する規則」第4条第2項。韓国法制処総合法令情報センター (最終閲覧日 2008年7月11日)
- (7) 韓国の政治家や外交官による韓国外交に関する回顧録は、意外と多い。回顧録を執筆した外交官は、金溶植、金東祚、李東元、朴東鎮、盧信永、崔浩中、李相玉、盧昌熹、具忠會、金永周などである。
- (8) 日韓国交正常化交渉に関する資料、韓国軍のベトナム派兵関連資料、ASPAC関連資料などの韓国外交文書とアメリカ国立公文書館およびケネディ大統領図書館、ジョンソン大統領図書館所蔵の資料を活用した研究としては、次の研究を参照されたい。拙稿「一九六〇年代韓国における冷戦外交の三類型：日韓国交正常化・ベトナム派兵・ASPAC」小此木政夫・文正仁編『市場・国家・国際体制』慶應義塾大学出版会、2001年、91-145頁。
- (9) 「大統領閣下와 “애그뉴”美副統領간의 面談要録」韓国外務部外交文書, 登録番号 3541, 分類番号 724.12US, 『Agnew, Spiro T. 美国副統領訪韓, 1970.8.24-26.v1 基本文書綴』Microfilm C - 0042-10, 브레이브호 (フレーム番号) 186-253。
- (10) この文書の内容については、以下の研究を参照されたい。拙稿「韓国外交のダイナミズム：特に1970年代初頭の変化を中心に」小此木政夫・張達重編『戦後日韓関係の展開』慶應義塾大学出版会、2005年、35 - 73頁。
- (11) 国民大学校日本学研究所編『韓日会談外交文書解題集全5巻』東北亞歴史財團、2008年
- (12) 日本側の代表的研究としては、太田修『日韓交渉：請求権問題の研究』クレイン、2003年、および、吉澤文寿『戦後日韓関係：国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2005年を、韓国側の代表的研究としては、李元徳『韓日過去史処理의 原点』 서울大学校出版部、1999年、朴鎮希『韓日会談：第1共和国의 対日政策과 韓日会談展開過程』서울, 선인, 2008年を参照されたい。
- (13) 金大中拉致事件に関する日韓政治決着に関する、韓国政府の外交文書を利用した新たな研究として、古野喜政『金大中事件の政治決着：主権放棄した日本政府』東方出版、2007年を参照されたい。